

社会福祉法人 大樹会における 福祉・介護職員等処遇改善加算についての取組

＜算定対象事業所 及び 取得加算区分 一覧＞

事業所名	取得加算区分	加算率 (%)	根拠加算
就労継続支援A型 湯屋の里	新加算 I	9.6	福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)
就労継続支援B型 湯屋の里	新加算 I	9.3	福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)

＜福祉・介護職員等処遇改善加算 配分期間＞

配分期間	令和6年8月 から 令和7年5月 まで
------	---------------------

＜福祉・介護職員等処遇改善加算 配分対象者・配分方法＞

区分	配分対象者	配分方法
経験技能のある障害福祉人材	サービス管理責任者	月額 21,000円
他の障害福祉人材	生活支援員・職業指導員	月額 20,000円

- ※ 支給対象外の職種と兼務している場合の配分方法は各人ごとに決定します。
- ※ 福祉・介護職員等処遇改善加算は、上記手当の他、基本給の改定やそれに伴う賞与の改定および過去に新設された手当にて配分されています。
- ※ 福祉・介護職員等処遇改善加算が廃止された場合、本賃金改善は終了となります。

＜キャリアパス要件＞

区分	内 容
要件Ⅰ	イ) 福祉・介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている ロ) イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている ハ) イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知している ＜参考規程＞ 賃金規程内規（基本給与表）、職務等級制度規程（標準職務表、標準職務基準表）
要件Ⅱ	イ) 福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①、②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している ※イの実現のための具体的な取組内容（当法人は②に該当） ②資格取得のための支援の実施 ・研修受講のための勤務シフトの調整、勉強会の開催 ・研修受講費用の助成（サービス管理責任者研修等） ロ) イについて、全ての福祉・介護職員に周知している
要件Ⅲ	イ) 福祉・介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている ※具体的な仕組みの内容（当法人は③に該当） ③一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ロ) イについて、全ての福祉・介護職員に周知している ＜参考規程＞ 職務等級制度規程 第6条

＜職場環境等要件＞

入職促進に向けた取組	・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する嚆吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
両立支援・多様な働き方の推進	・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
腰痛を含む心身の健康管理	・短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働きがいの醸成	・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

＜見える化要件＞

周知実施方法	・当法人ホームページへの掲載
--------	----------------